

名寄市建設工事請負業者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、名寄市が発注する建設工事の入札参加資格に係る請負業者の格付に関して必要な事項を定めるものとする。

(格付の対象)

第2条 名寄市市内業者及び準市内業者の認定基準（平成20年名寄市訓令第6号）により認定された建設業者のうち、土木、建築に登録された建設業者を格付するものとする。

(格付の方法)

第3条 建設工事に係る競争入札参加資格格付は、客観的要素の評定数値と主観的要素の評定数値の和による総合数値によるものとする。

(審査事項)

第4条 格付に係る審査事項は、次によるものとする。

格付に係る審査事項は、建築業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の定めるところによるものとし、その評定数値は、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値とする。

2 主観的要素の評定数値は、次に掲げる技術的要素に係る評定数値と社会的要素に係る付与点数の和とする。

(1) 技術的要素に係る評定数値は、資格審査を行う年の前年及び前々年に施工した、審査対象となる資格の種類に係る工事施行成績評定点（名寄市請負工事施行成績評定要領第4の規定により評定した工事施行成績をいう。）の平均値（小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てる。）により、次の算式により算出した数値を技術評定数値とするものとする。ただし、工事施行成績評定点の平均値が算出できないときは、技術評定数値の下限値は0点とする。

$$\text{評定数値} = G \times (a - b)$$

a：審査対象となる資格の種類に係る工事施行成績の平均値

b：成績評定原点数値（建築工事は65とし、土木工事は70とする。）

G：反映係数（建築工事は3とし、土木工事は4とする。）

(2) 社会的要素に係る付与点数は、次のとおりとする。

ア 名寄市との災害協定や冬季雪害対策等協定を締結した者に対し、それぞれ10点を付与する。この場合において、審査の際に当該協定書の写しを添付させるものとする。

イ 公共施設等への愛護活動及び地域における奉仕活動を行った者に対し、次のとおり付与する。

年間3回以上 10点

年間2回 5点

年間1回 2点

ウ 財団法人日本適合性認定協会（JAB）に認定されている審査登録機関又は国際認定フォーラム（IAF）における国際相互承認協定（MLA）を締結している認定機関が認定した審査登録機関からISO9001認証又はISO14001認証を取得している者及びエイチ・イー・エス推進機構から環境規格である「北海道環境マネジメントスタンダード（HES）」認証を取得している者に対し、各3点を付与する。この場合において、審査の際に当該認定書の写しを添付させるものとする。

エ 就業規則において、育児休暇制度を設けている場合に対して、男女共同参画を推進する観点から3点を付与する。この場合において、審査の際に就業規則の写しを添付させるものとする。

3 前項第2号に定める社会的要素に係る条件を満たした場合の付与点は、翌年度に加算することとし、当該年度途中の加算はしないものとする。

(格付の時期)

第5条 格付の時期は、毎年3月とし、資格審査委員会で決定するものとする。